

川崎ハンドボールアカデミー規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本クラブは川崎ハンドボールアカデミーと称する。

第2条 クラブの事務局は川崎市内に置く。
(川崎市中原区上小田中3-21-18 1F (株)アグーデザインプロダクト)
事務局は、保護者会との連携を図り、クラブが円滑に推進できるようにする。

第2章 目的及び事業

第3条 クラブは定期的かつ継続的にハンドボールなどの活動を中心に、様々なスポーツ活動を通し体力や競技力の向上を図ると共に、ハンドボールの普及発展に寄与することや、諸活動を通し健全で豊かな心の育成を図ることを目的とする。

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. クラブ員相互の親睦を図るために保護者会(別紙)を設立し、事務局と協議しクラブの円滑な運営を図る。
2. 練習会の開催に関する事。
3. 大会への参加に関する事。
4. その他、ボランティア活動など。

第3章 クラブ員

第5条 クラブは、第4条の趣旨に賛同する川崎市内在住及び会長が認めた賛同者をもって組織する。

第6条 クラブへの入会は、所定の様式により、別に定める会費を添えて提出する。

第4章 組織及び運営

第7条 クラブは、会長・副会長・事務局長・保護者会・コーディネーター等により運営される。

1. 運営にあたっては、保護者会が中心となり事務局との連携を密にして、その運営にあたる。
2. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは補充し、その就任した役員の任期は、前任者の残りの任期間とする。
3. クラブに顧問を置くことができる。顧問は、会長が推薦し総会において議決する。
- 4 保護者会の運営・活動については別途定めるものとする。

第8条 会長はクラブの会務を統括し、本会を代表する。

第9条 会長は総会を招集し、運営・予算・決算・規約改正等の事項について議決する。

第5章 会計

第10条 クラブの運営費は、月会費・寄付金等の収入をもってこれに充てる。

第11条 会計年度は、4月6日から翌年3月31日とする。

第6章 規約の変更

第12条 規約の変更は、総会において2分の1（委任状を含む）以上の同意を得なければ変更することができない。

第7章 事故の責任

第13条 クラブ員は、活動に際しクラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従うこととし、これに違反して盗難、障害等の事故が発生した場合クラブ及び指導者に対する損害賠償責任を請求しないものとする。

第14条 入会については、入会時にスポーツ安全保険に加入するものとし不慮の事故などに対してはスポーツ安全保険の範囲内で保障するものとする。

第8章 附則

第15条 本規約は、平成31年 4月6日より適用する